

山形県産業賞委員会規則

第1章 総則

第1条 本会は、山形県産業賞委員会と称する。

第2条 本会は、事務所を山形市松波二丁目8番1号山形県庁内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、本県産業及び科学技術の振興発展に貢献し、その功績顕著な個人又は団体に対し、山形県産業賞（以下「産業賞」という。）又は山形県科学技術賞（以下「科学技術賞」という。）を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

2 産業賞及び科学技術賞は、本賞並びに副賞とする。

第3章 委員

第4条 本会に次の委員を置く。

委員長 1名

委員 若干名

2 委員長には、山形県知事をもって充てる。

3 委員は、委員長が委嘱する。

第5条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6条 委員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 委員会

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、産業賞及び科学技術賞の受賞者を決定する。

第5章 事務局

第8条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長は山形県産業創造振興課長をもって充てる。

第6章 経費

第9条 本会の事業に要する経費は、県補助金及びその他の収入をもって充てる。

第7章 補則

第10条 この規則に定めのない事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成2年4月19日から施行する。

附 則

この規則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。

委員長が別に定める事項

山形県産業賞委員会規則第 10 条に規定する委員長が別に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 山形県産業賞選考基準及び山形県科学技術賞選考基準
- 2 山形県産業賞委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 山形県産業賞委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。
- 4 山形県産業賞委員会の行う補助金の申請等に関しては、山形県産業賞委員会事務局長が行う。